

## 令和7年 第12回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日（木）午後2時から  
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室  
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 6名  
農業委員  
1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正  
5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子  
会長 坂本 弘志

### 農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司  
5番 小原 拓也 7番 坂本 幸 8番 加藤 重利

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定（別記のとおり）  
第3 諸報告  
第4 議案第57号 農地移動適正化あっせん事業について  
第5 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について  
第7 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について  
第8 議案第61号 農用地利用集積等促進計画の取消について  
第9 議案第62号 農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之  
係 長 金城 朋子 主 査 吉田 竜人

（開会 14時00分）

[事務局]

それでは、会議の進行を坂本会長、よろしくお願ひいたします。

[議長]

それでは、ただいまから令和7年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番、永友薰委員、7番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日12月25日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。2ページを御覧ください。

12月の業務報告について、でございます。

4日から16日まで「高鍋町議会定例会」が開催されております。

17日に「高鍋町農業再生協議会幹事会」が開催されました。

26日、明日が「仕事納め式」となります。

総会関係になりますけど、17日と19日に現地調査を行いまして、本日25日が総会となっております。

本日の総会終了後には、先月の総会でお話をしましたけど、タブレットの操作研修会を行いますので、よろしくお願ひします。

今回お配りするタブレットですけど、事務局用のタブレットはありません。委員さん専用になりますので、操作研修等でしっかりと使い方を覚えていただく必要がありますので、よろしくお願ひします。

事務局に聞かれてもタブレットがなく、ほぼ分からないので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして1月の業務計画です。

5日が「仕事始め式」となります。

同日に「二十歳の集い」も開催されます。

15日が「地域計画の協議の場」で、今回は4地区合同で、たかしんホールの作業室で開催されると聞いております。

29日が「高鍋町農業経営改善等対策会議」がありますので、予定しておいてください。

案件が多いので、今回の場合は、1月の総会とは別日になりますので、間違いないのないようにお願ひします。

1月の総会関係ですけど、21日が現地調査で、28日が総会となります。

報告と計画については、以上でございます。

3ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*

田 806m<sup>2</sup> ほか10筆 計7, 658m<sup>2</sup>

所有者 ○○○○

届出人 ○○○○

2番については、3ページから5ページになります。

2番 所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*

畠 9, 998m<sup>2</sup> ほか23筆 計19, 130m<sup>2</sup>

所有者 ○○○○

届出人 ○○○○

2件とも相続による所有権移転となっております。以上です。

6ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

先ほど会長、局長より経緯説明がありました、○○○○の案件が上がってきています。

件数もかなり多いことから、そちらは各自、目を通していただきますようお願いいたします。

そのほかの部分を読み上げていきます。

1番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\* 田 ほか2筆  
　　貸付人 ○○○○  
　　借受人 ○○○○

2番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\* 畑 ほか1筆  
　　貸付人 ○○○○  
　　借受人 ○○○○

3番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番 畑 ほか3筆  
　　貸付人 ○○○○  
　　借受人 ○○○○

4番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番 畑 ほか4筆  
　　貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
　　借受人 ○○○○

5番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番 畑 ほか4筆  
　　貸付人 ○○○○  
　　借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

6番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\* 田  
　　貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
　　借受人 ○○○○

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊ 田  
貸付人 ○〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 ○〇〇〇

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑  
貸付人 ○〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 田  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 ○〇〇〇

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 田  
貸付人 ○〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊ 畑 ほか1筆  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 ○〇〇〇

12ページの13番から93番までが、○〇〇〇が借受人となっている案件になります。各自、御確認ください。

54ページにお進みください。

94番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑 ほか1筆  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 ○〇〇〇

95番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑 ほか1筆  
貸付人 ○〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 田 ほか15筆  
貸付人 ○〇〇〇  
借受人 ○〇〇〇

以上になります。

[議長]

ただいまの報告、2ページから56ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第57号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、57ページをお開きください。

議案第57号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和7年11月19日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○〇〇〇  
農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊  
畠 2, 865m<sup>2</sup> ほか3筆

2番 令和7年12月10日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○〇〇〇  
農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番  
畠 1, 631m<sup>2</sup> ほか3筆

申し出のそれぞれの地図について、58ページから63ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 貸渡し申し出 担当委員 3番 山本 浩司 推進委員  
順番委員 1番 宮越 美秋 推進委員

2番 貸渡し申し出 担当委員 2番 久保田伸博 推進委員  
順番委員 8番 加藤 重利 推進委員

よろしくお願いします。

日程番号5、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、64ページをお開きください。

議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 田 395m<sup>2</sup>

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、説明させていただきます。

申請地ですが67ページを見ていただきますと、10号線沿いに〇〇があります。〇〇から東に〇〇の方面に行ったところなのですが、〇〇の\*\*\*\*\*番ということで、〇〇から100mぐらい東に行った場所で、現地は耕作されておりました。

譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さんは、親戚関係でありまして、

譲渡価格は、10a当たり〇〇〇〇円ということで、当該地は〇〇〇〇円であります。

〇〇〇〇さんは、主に〇〇及び〇〇で水稻を栽培しておられまして、今回は経営規模の拡大ということであります。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないということで考えております。以上です。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願ひします。

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番。

今の説明に、何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願ひします。

[事務局]

はい、69ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊

田 402m<sup>2</sup> ほか4筆 計3, 742m<sup>2</sup>

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、説明させていただきます。

申請地ですが、71ページを見ていただきますと、10号線沿いに〇〇がありますが、そのすぐ東側に5筆あります。

譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇県の出身で、〇〇を退職後、農業を15年程度継続しておられまして、地元の水利組合の役員としても活躍中であります。

今回の5筆は、以前、〇〇〇〇さんと賃貸借契約を結んでいましたが、〇〇〇〇さんとの所有権移転がまとまったということでございます。

価格は総額〇〇〇〇円ということで、10a当たり〇〇〇〇円になります。

譲受人は水稻栽培の経験はあるのですが、これまで農地を所有していなかつたということで、農業経営を始めるにあたり、今回申請するものであります。

農業経営計画書により、本件の権利取得に効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えております。以上です。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番。補足いたします。

数年前から、私が所属している〇〇水利組合の役員として参加されて、草刈などの作業や役員会などにも真面目に取り組んでおられました。

役員や会員との交流の中で、もっと農業をやりたいと思われ、度々相談を受

けるようになりました。

〇〇〇〇さん宅の近くの、地主さん宅で話をする機会があり、4人で耕作の規模や条件などを話し合いました。

地主さんも、快く了承していただきました。

〇〇〇〇さんは、今後も地域の農業の発展に、真面目に取り組んでいかれると考えます。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、77ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

農業経営計画書により、本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 賃貸借権

所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 田 1, 282 m<sup>2</sup>

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。〇〇〇〇さんの申請地なのですが、79ページを見ていただきますと、〇〇の〇〇が10号線沿いにあります。そこから東へ100mほど行って、ここは水がありませんので、〇〇〇〇さんが管理のみされていたということですが、井戸からくみ上げることで、作付けができる見込みが立ったということで、近くに住む〇〇〇〇さんと話がまとまって、今回の申請となったようです。

契約は賃貸借で、10a当たり〇〇〇〇円ということで、合計〇〇〇〇円となっております。

現地はきれいに耕運されておりました。

契約期間は1年間で、令和8年2月1日から令和9年1月31日までとなっております。以上で説明を終わります。

[議長]

推進委員から、補足するございましたらお願ひします。

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番。

今の説明に、付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足するございましたらお願ひします。

[事務局]

はい、81ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

農業経営計画書により、本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。  
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 賃貸借権

所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番  
田 588m<sup>2</sup> ほか1筆 計1, 549m<sup>2</sup>  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、説明をいたします。  
申請地は83ページを見ていただくと、先ほど説明いたしました、〇〇〇〇さんの田んぼと隣接しております。〇〇の100mぐらい東に、同じようにあります。  
内容は先ほどの、〇〇〇〇さんと同じなのですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟ということで、一緒に〇〇〇〇さんに作っていただくということで、話がまとめたようでございます。以上で説明を終わります。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。  
推進委員2番。

[推進委員 2 番]

はい。2番、補足いたします。

\* \* \* \* 番については、角のところに井戸がありまして、ここから水をくみ上げる、電源を貸していただけるということで、営農が続けられるという判断に至ったようです。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願ひします。

[事務局]

はい、85ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

農業経営計画書により、本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 所有権移転 無償

所在 大字〇〇字〇〇\* \* \* \* 番 田 257m<sup>2</sup>

渡し人 ○〇〇〇

受け人 ○〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

87ページを御覧ください。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの無償による所有権移転でございます。

場所は、〇〇から北西に300mぐらいに位置するところでございますが、左端に青くあるところは、ため池でございまして、その横に小さく赤で斜線が引いてあると思いますが、その田んぼでございます。

受け人の〇〇〇〇さんは、〇〇で施設ピーマンを26a、水稻作を6町8反ほど栽培されている〇〇の認定農業者であり、地域計画の中では、担い手の位置付けとなっておられる方でございます。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願ひします。

[事務局]

はい、93ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

89ページから92ページの農業経営計画書により、本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、94ページをお開きください。

議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番

登記地目 畑 現況地目 畑 702m<sup>2</sup>

所有権移転です。

渡し人 ○〇〇〇

受け人 ○〇〇〇

転用目的は、宅地分譲です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、説明いたします。

申請地は、96ページを御覧ください。

〇〇の西通りが、〇〇通りというのですが、〇〇通りにある〇〇のすぐ西側にあります。

〇〇〇〇が購入し、住宅用地にして、98ページを見ていただきますと、三角に分譲して販売をするらしいです。

価格は土地代金〇〇〇〇円、土地の造成費〇〇〇〇円を加えて〇〇〇〇円で、全額自己資金であることを農業委員会事務局で確認されております。1m<sup>2</sup>当たり約〇〇〇〇円となっております。

周囲はブロック塀を設置して、土砂流出を防除いたします。

汚水は公共下水道に接続して、雨水は自然浸透とし、浸透しきれなかった分については、町道の側溝に放流するということで、建設管理課と協議済みだと聞いております。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が、第1種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

雨水、汚水の対応につきましては、上野委員が御説明されたとおりですが、住宅建築時に、雨水枠を設置すると伺っております。補足としては以上となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

94ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番\*

登記地目 田 現況地目 田 711m<sup>2</sup>

所有権移転です。

渡し人 ○〇〇〇

受け人 ○〇〇〇

転用目的は、作業所として使用する建物の建築です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明いたします。

農地法第5条による所有権移転の案件です。

申請地は、大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番\*、地目は田、711m<sup>2</sup>です。

100ページを御参照ください。

横向きにしてもらうと、下方に斜めに走るのが県道〇〇線になりますて、この左側、四つ角になりますが、〇〇の〇〇と〇〇の戸建てになります。そこを10号線に向かって、20mほど行ったところの左側、この黄色い部分が今回の当該地になります。

転用目的は、工場を新しく建設するためとなっておりまして、隣が現在の受け人、〇〇〇〇の現用地となっております。

当該地選定の経緯を少し説明しますが、当初、工場の移転、新築のために〇〇に広い土地を代替地として探しておりましたが、計画を検討していた過程で、工場の排水等に問題が生じたため断念。

ほかにも町内で何か所かを候補地として検討されたそうですが、いずれも条件に合わず、適切な土地が見つからなかったために計画を変更。

現在の工場の隣接地である今回の申請地に、併設して造るということになりました。

申請地は、周囲は南側が県道、西側には隣接した店舗の敷地、北側が水路、隣接が田になっております。東側が譲受人の〇〇〇〇の現作業場となっておりまして、西側東側にはブロック塀が設置しております。

申請地が水田であって、県道から3mほど低い場所である関係上、北側にL字型擁壁を設置して、土砂の流出を防止するということです。

また、かなり高低差があります関係上、盛土造成、転圧しても落ち着くまで時間がかかるということで、着工まで3か月から6か月ほど設けて着工するという計画になっております。

雨水につきましては、現在の側溝に放出。

工場排水、汚水については、下水道に直接接続放流するということです。

万一問題が発生した場合は、責任を持って対処するということでした。

なお、工場が新設されましたら、現在の建物は解体撤去するという計画であります。

土地代金が〇〇〇〇円、造成工事費に〇〇〇〇円、建築工事費に〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円は、いずれも自己資金にて充当することが確認されております。以上、御審議をお願いいたします。

[議長]

事務局から、補足するございましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、農振地域内の農用地外となっている農地であることから、

第2種農地となります。

第2種農地であることから、代替地検討が必要となる案件ですが、代替地検討の内容は、松井委員の御説明のとおりです。

本件につきましては、99ページから101ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

102ページは、配置図となっておりまして、103ページから106ページは建物の平面図、立面図となっておりますので御参照ください。

雨水、汚水につきまして、何点か補足をさせていただきます。

雨水につきましては、申請地南側の県道側溝へ放水、汚水については、高鍋町下水道管に接続放流となっております。

管理者である高鍋土木事務所管理担当及び高鍋町上下水道課には、それぞれ協議の上、了承を得ているとのことです。

申請地東側、西側にはブロック塀が設置されており、既存の建物と工場と、西側には○○さんがございます。

唯一、北側だけ水路となっておりまして、こちらにL字型擁壁を設置して土砂、雨水が流出しないように措置をとります。

盛土につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、県道や隣接している既存工場施設から、1m以上、高低差がございますので、盛土造成を要する案件です。

転圧後も地盤の沈下が予想されるため、盛土造成後3か月から6か月ほど期間を設けて、建物建築に着手されます。

なお、盛土の規模が、面積が500m<sup>2</sup>を超えるため、盛土規制法の規制対象となることが考えられます。許可申請を要する案件です。

こちらにつきましては、既に宮崎県盛土対策課に事前相談申出書を提出されておりまして、今後、許可申請の手続きに入られる見込みです。

工事につきましては、譲受人の自己資金で行われ、資金面につきましても問題ございません。以上です。

#### [議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

#### [事務局]

図面からすると、高低差は1,530ですね。1.5mぐらいというところですね。

[5番]

そうですか。3mというのは、上から見たので僕のちょっとした勘違いですね。すみません。

[議長]

そのほか、何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、107ページをお開きください。

議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*

登記地目 田 現況地目 田 849m<sup>2</sup>

渡し人 ○〇〇〇

受け人 ○〇〇〇

太陽光発電施設の設置で、許可を受けていた案件です。

許可申請書承認の際に担当した、幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

転用許可の取消し願いという案件でございますが、場所は109ページを御覧ください。

縦に見てもらって、横に走っているのが〇〇線でございまして、〇〇の信号

を右に曲がりまして、〇〇の手前に〇〇とあると思いますが、その手前、田んぼの2枚目に位置するところでございます。

これは、令和5年8月の農業委員会総会で許可をもらい、県から令和5年9月7日に許可が出た案件でございます。

今回、取消し願いの理由としては、事業を開始すべく準備を進めていたが、許可後、〇〇〇〇との売電事業の採算が合わなくなり、会社としては、九州での売電事業を縮小することが決定したため、事業計画が廃止となったという理由でございます。以上でございます。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願ひします。

[事務局]

はい。取消し申請の経緯につきましては、幸妻委員の御説明のとおりで、渡し人、受け人の双方から許可書の返戻を受けております。

また今後、元の持ち主である〇〇〇〇さんに、農地の所有権が戻っていきますので、県からの許可処分取消通知が出た後に、農地の適正管理を指導することになります。補足は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[3番]

はい。

[議長]

はい、どうぞ。

[3番]

これは令和5年9月7日に許可して、2年ぐらい経っているのですが、その間、町の指導とか何年以内にしないといけないということはないのですか。

[事務局]

転用許可が出まして、最初の3か月、それ以降1年ごとに進捗報告をいただくのですが、今回、進捗報告の提出がなかったもので、催促の文書をお送りし

たところ、実は、という御相談がありまして、今回の申請に至ったという経緯がございます。

[3番]

実は、という話がなければ、そのままだったのでしょうか。

[事務局]

通常だと許可書が出た時点で所有権だけ変えて、地目を変えていないというのが多いのですけど、今回については、〇〇〇〇との間で採算がとれないというところで、名義をえていなかつたのが幸いしている感じです。

所有権を戻すとなても、お金を払っていたりすると、なかなか戻らないので。現状でも登記簿上は、〇〇〇〇さんのままで。

[3番]

〇〇〇〇さんには、お金を払っていたのですよね。

[事務局]

そこは何とも言えないんですけど、農業委員会としては、戻してくださいという指導しかできません。双方から許可書の原本も返ってきてています。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[2番]

そこを確認したところ、もう農地に戻るような感じはしないのです。

そこ辺を指導するとおっしゃったけど、どのような形で考えておられるのでしょうか。

[事務局]

今、草が伸び放題という状態です。

御本人は県外に住んでらっしゃいますので、まずは農地が手元に戻ったというところの事実確認と、そこからあっせんなどお話を来て、まずは御本人の要

望を聞きながら、処分の方法を考えていく形になるかと思います。

令和5年に許可を出すのに現地調査に行った時、既に荒れている状態でした。

木も生えており、現地に委員さんたちと行った時も、かなり荒れていると、その当時も出ておりました。

極端な言い方をすると、管理がされていないのに近いような状態の農地ではあったかと思います。

あっせんに出すとすれば、耕作できる状態にしてもらう必要もあるので、その話をしていくことになるかと思います。

また、それぞれ担当地区の方にお願いする形になると思いますので、担当の方はよろしくお願いします。

#### [議長]

そのほか、何もないようでしたら採決をいたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第61号「農用地利用集積等促進計画の取消について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

#### [事務局]

はい。110ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*

田 ほか3筆 計5, 303m<sup>2</sup>

渡し人 ○〇〇〇

受け人 ○〇〇〇

こちらが10月総会で、農用地利用集積等促進計画の貸借権設定の承認を受けておりましたが、渡し人の○〇〇〇さんが、旧氏での契約となっていました。

今回、前回の契約を取消して、改めて現在氏、○〇〇〇様名で契約をし直すものです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり取消しすることに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり取消しすることに決定いたしました。

日程番号9、議案第62号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、111ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 田 5, 455m<sup>2</sup>

渡し人 ○〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して振興公社の特例事業による分割タイプで、〇〇〇〇さんが分割払いにより購入をいたします。

場所は、〇〇から〇〇に行く道がありますが、〇〇に行く道を入って行きますと、〇〇〇〇の〇〇、〇〇があります。そこを過ぎて〇〇〇〇さんの〇〇が右手にあります。その手前を右に入りますと、60mぐらい行った左側にその農地は存在しています。以上です。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1番の案件につきましては、受け人が、幸妻正浩委員、本人に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会議規則第11条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

#### 【幸妻正浩委員 退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

#### [事務局]

はい。112ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*  
畠 ほか5筆 計3, 878 m<sup>2</sup>  
渡し人 ○〇〇〇  
受け人 幸妻 正浩

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

#### [議長]

推進委員5番。

#### [推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して幸妻正浩さんへの賃貸借契約です。

場所は、〇〇になります。

幸妻さんは、トマト、甘藷、水稻等を生産される認定農業者です。

場所が、〇〇から北に300m進み、左折をして次の交差点を右折して行つたら、右前にありました。

現地を確認したところ、耕運されておりました。  
反当り〇〇〇〇円で、期間は10年です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

【幸妻正浩委員 入室】

それでは、次の2番から11番まで10件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在	大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
	田 ほか1筆 計966m <sup>2</sup>
渡し人	〇〇〇〇
受け人	〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへ公社を介して継続のための賃貸借契約です。

申請地は、○○地区から国道10号線を南に行くと、右側に○○と○○があります。その10号線をまたいだ真ん前の農地になります。

○○○○さんは、○○、○○を生産されています。

現地を確認したところ、ハウスがありズッキーニが作付けされていました。

期間は3年間で、賃借料は10a当たり○○○○円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字○○字○○\* \* \* \*番\* 田 867m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへの公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、○○地区にある○○から○○を渡り右折して、南に800mぐらい行くと小さな橋があります。

右側に1枚の農地があり、その手前の2枚目の農地になります。

○○○○さんは○○で、ピーマン、きゅうり、水稻を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は1年間で、賃借料は10a当たり○○○○円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番  
田 ほか1筆 計2, 417m<sup>2</sup>  
渡し人 ○〇〇〇  
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての使用貸借契約です。

申請地は、〇〇から南に60mぐらい行くと右側に住宅があり、1軒目と2軒目の間に細い道があります。そのまま行くと突き当たり左側に＊＊＊＊番があります。

後の＊＊＊＊番＊は、2軒目の住宅の横の農地になります。

現地を確認したところ、どちらもきれいに耕運されていました。

期間は10年間で、対価は発生いたしません。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊  
田 ほか3筆 計5, 303m<sup>2</sup>  
渡し人 ○〇〇〇  
受け人 ○〇〇〇

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

この案件は、先ほど農用地利用集積等促進計画の取消しにてた案件でございます。

今回、○○○○さんから、公社を通して○○○○さんへの反当○○○○円での貸付でございます。

場所は先ほど言いました、○○から○○に行きまして、○○○○さんの○○の手前を右に曲がりまして、200mぐらい上がりました山裾にある農地でございます。

○○○○さんは、キャベツ、水稻を生産されている認定農業者でございます。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、114ページになります。

6番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\*

田 ほか9筆 計6, 595m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

○○○○さんから、公社を通して○○○○さんへの契約満了に基づき担う継続の案件でございます。

場所は○○地区でございまして、○○から南に200mぐらい行ったところに位置しております。

○○○○さんは、水稻と甘藷を栽培している認定農業者でございます。

賃料は10a当たり○○○○円でございます。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字○○字○○＊＊＊＊番＊  
畠 ほか1筆 計7, 480 m<sup>2</sup>  
渡し人 ○○○○  
受け人 ○○○○

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

○○○○さんから、公社を通して○○○○さんへの使用貸借契約でございます。

場所は○○でございまして、○○があると思いますが、そのすぐ西側に位置するところでございます。

賃料につきましては無償ということで、十数年荒れていた関係で、きれいにしてもらえばいいということで、無償でございます。以上でございます。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字○○字○○＊＊＊＊番＊  
田 ほか17筆 計6, 737 m<sup>2</sup>  
渡し人 ○○○○  
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。 1 番、 説明いたします。

○○○○さんから、 公社を利用して本人への農地中間による使用貸借権の設定でございます。

申請地は、 資料の最初の○○字○○＊＊＊＊番＊から、 次のページの○○字○○＊＊＊＊番、 下から 2 番目ですけども、 そこがほぼ同じところにありますので、 説明したいと思います。

○○の○○があるのですけども、 その前の道路を左に、 北に向かって 100 m か 120 m ほど行ったところの北側に、 水田地帯が広がっております。 ほぼそこに 17 筆が集まっていました。

現状は、 きれいに耕運されていました。

それと最後の○○＊＊＊＊番＊も、 ○○の前の右側に 250 m ほど行くと三差路になっているのですけども、 真っすぐ行くと県道○○線に行くのですけども、 左側に行くと○○の集落に上がっていくような形になります。 そこを○○方面に 60 m ほど行ったところの右側に、 すぐございました。

ここもきれいに耕運されていました。

○○○○さんは、 キャベツ、 白菜、 水稻などを栽培される認定農業者でございます。

期間は 5 年で、 使用貸借なので賃料はございません。 以上です。

[議長]

9 番の案件について、 事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、 116 ページになります。

9 番 農地の所在 大字○○字○○＊＊＊＊番＊

田 ほか 7 筆 計 26, 115 m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。 3 番、 説明いたします。

○○○○さんから、 ○○○○さんへの公社を介して親子間での使用貸借契約です。

○○○○さんは、 白菜、 キャベツ、 水稻などを生産される認定農業者です。

場所は、 \* \* \* \* 番 \* は○○を過ぎて、 十字路を右折して 100m ほど進んだら民家があるのですけど、 その民家が 2軒ある間の奥にございました。

きれいに耕運されていて、 家庭菜園のような感じでした。

\* \* \* \* 番 \* と \* は、 先ほどの○○を左折して、 1つ目の十字路を左折、 右側の 3 枚目と 4 枚目の農地です。

\* \* \* \* 番 \* は、 その道を真っすぐ進んで、 民家を過ぎて 2 枚目の農地になります。

いずれも耕運されていました。

\* \* \* \* 番 \* から \* までは、 ○○の 200m 南側にあります。

\* \* \* \* 番 \* は、 ○○から西に 500m 進んだ左側の農地です。

いずれもキャベツが植えられていました。

期間は 10 年で、 親子間ですので賃借料は発生しません。 以上です。

[議長]

10 番の案件について、 事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10 番 農地の所在 大字○○字○○\* \* \* \* 番 \*  
畠 ほか 1 筆 計 5, 745 m<sup>2</sup>  
渡し人 ○○○○  
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を介して○○○○さんへの契約です。

元々契約していましたが、面積の変更に伴う契約のし直しです。

場所は、○○から西へ200m進んだ左側の農地と、その南側の農地の一部です。

\* \* \* \*番\*-\*とありますけど、\* \* \* \*番\*の一部です。

○○○○さんは、○○、水稻、キャベツ、白菜を生産されています。

現地を確認したところ、キャベツが植えられていました。

期間が10年で、10a当たり○○○○円のことです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、118ページになります。

11番 農地の所在 大字○○字○○\* \* \* \*番\*

畠 ほか1筆 計12, 286 m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を介して○○○○さんへの契約終期に伴う継続の賃貸借契約です。

○○○○さんは、○○、大根等を生産される認定農業者です。

場所は、先ほどの○○○○さんの\* \* \* \*番\*-\*と同じ敷地にある、\* \* \* \*番\*-\*になります。残りの部分です。

そこの道路を挟んで、左側の北側が\* \* \* \*番\*です。

現地を確認したところ、両方とも○○が植えられていました。

期間は5年で、10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

疑問なのですが、8番の案件で、本人から本人への使用貸借は、どういうメリットがあるのですか。

[事務局]

はい。A to Aになるのですけれども、補助事業に係る集積集約、公社を介すると集約率などが関係してきますので、そのための継続案件です。

以前もA to Aで本人さんが契約されていて、その終期に伴う継続案件ということで今回あがってきています。

[5番]

分かりました。

[議長]

そのほか、ないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から11番まで、10件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から11番まで、10件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番から11番まで、10件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和7年第12回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15時11分)